



患者等搬送事業者認定式の実施について

このことについて、次のとおり実施します。

1 概要

患者等搬送事業とは、救急車を呼ぶほど緊急性がない患者等（寝たきりの方や車椅子を利用している方）の入退院や通院，社会福祉施設への送迎などを行う，民間の事業者による搬送サービスです。

患者等搬送事業者は，道路運送法に基づく旅客自動車運送事業等（タクシーなど）の許可を受けていますが，サービスの質と利用者の安全を確保するため，市内で事業を実施する業者のうち，乗務員が患者等搬送乗務員基礎講習を修了し，車両や積載資器材も基準を満たした場合に，事業者からの申請により，消防局が「患者等搬送事業者」として認定するもので，今回は初の認定のため認定式を実施します。

2 認定までの経過

令和4年	6月	患者等搬送事業指導及び認定に関する要綱制定
	8月	認定を希望する事業者への説明【参加：13事業者】
	11月	乗務員基礎講習受講者募集【受講者：9名】
令和5年	1月	乗務員基礎講習実施【24時間講習：8時間×3日】
	2月	認定申請提出

3 日時・場所等

- (1) 日 時：令和5年3月9日（木）15時から（30分程度）
- (2) 場 所：呉市消防局 4階講堂（呉市西中央3丁目1-9）
- (3) 認定事業者数：8



事業者認定マーク



自動車用認定マーク

4 県内他都市の状況

患者等搬送事業者認定制度の実施は，広島市，東広島市，福山市，尾道市に次いで県内では5番目となります。